

岐阜県公報

号外(五) 平成三十一年四月一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	一七
岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一八
次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	(同)	一九
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	一九
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	(同)	二五

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十四号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表中央家畜保健衛生所の項中「及び病性鑑定第二係」を「病性鑑定第二係及び病性鑑定第三係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十五号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中 「岐阜県指定管理者審査委員会委員」を「岐阜県指定管理者制度等運用委員会委員」に改め、同表中「岐阜県いじめ防止等対策審議会委員」を削り、同表に次のように加える。

岐阜県いじめ防止等対策審議会委員

日額	一〇、五〇〇円
ただし、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために行う事情の聴取その他の調査に従事した場合は、一時間につき、一〇、〇〇〇円	

本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区 分	金 額
浄書業務専門職	月額 二一三、七〇〇円
広報業務専門職	月額 一九三、三〇〇円
報道業務専門職	月額 一九三、三〇〇円
障がい者就労支援オフィスマネージャー	月額 二二〇、九〇〇円
職員研修業務専門職	月額

警備業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
税務事務専門職	月額	二二五、五〇〇円
職員健康管理専門職	月額	二二一、三〇〇円
メンタルヘルス相談員	月額	二四三、八〇〇円
非常勤衛生管理者	勤務一時間につき	一、八五〇円
非常勤地区健康管理医	月額	三五、一〇〇円
非常勤健康管理医	月額	一六〇、一〇〇円
公務災害認定補償業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
行政相談事務専門職	月額	二四六、〇〇〇円
文書整理専門職	月額	一九三、三〇〇円
学芸業務専門職	月額	二一三、七〇〇円
文書審査専門職	月額	一九三、三〇〇円
情報公開・個人情報・業務案内専門職	月額	一九三、三〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	年額	一、二〇〇、〇〇〇円
公益法人検査専門職	月額	一九三、三〇〇円
	月額	一九三、三〇〇円

国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円	防炎会議幹事	日額	八、八〇〇円	審査分会立会人	日額	八、八〇〇円	選挙立会人	日額	一〇、六〇〇円	審査分会長	日額	一〇、六〇〇円	選挙分会長	日額	一〇、六〇〇円	選挙長	日額	二、〇〇〇円	在任外国人行政相談員	又は勤務一時間につき	二五九、九〇〇円	移住相談業務専門職	月額	二五〇、〇〇〇円	清流の国ぎふ広報業務専門職	月額	一九三、三〇〇円	会計・叙勲事務専門職	月額	二二八、一〇〇円	認定・旅費業務専門職	月額	一九三、三〇〇円	県有財産管理事務専門職	月額	一九三、三〇〇円	庁舎管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円	(深夜の割増賃金を含む。)	月額	一〇、〇〇〇円		
廃棄物監視指導専門職	月額	二六九、一〇〇円	浄化槽管理指導専門職	月額	一九三、三〇〇円	乗鞍環境パトロール員	月額	二七三、〇〇〇円	自然保護員	月額	一九三、三〇〇円	生物多様性業務専門職	月額	一九三、三〇〇円	家庭教育推進専門職	月額	二三五、一〇〇円	救急業務専門職	月額	一九三、三〇〇円	学校用務専門職	月額	一九三、三〇〇円	ボイラー等管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円	消防学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円	予防保安許認可事務専門職	月額	一九三、三〇〇円	防災ヘリコプター整備専門職	月額	二七五、六〇〇円	防災施設管理専門職	月額	一九三、三〇〇円	防災指導専門職	月額	一九三、三〇〇円	防災専門職	月額	一九三、三〇〇円	勤務一時間につき	二、〇四〇円

被害青少年相談員	私立学校助成業務専門職	消費生活相談員	消費生活主任相談員	県民生活相談員	地域の絆づくり支援専門職	NPO施策推進専門職	宗教法入業務専門職	食品安全相談専門員	不当取引指導員	消費生活専門職	埋立適正化推進員	PCB廃棄物処理推進専門職	不適正処理対策業務専門職	廃棄物対策業務専門職
又は日額 二二三、七〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 二二三、七〇〇円	月額 二三五、一〇〇円	月額 二四六、〇〇〇円	月額 二二一、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 二二三、七〇〇円	月額 二三五、一〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円
美術館館長	美術館顧問	文化財保護巡視員	特別天然記念物カモシカ巡視員	銃砲刀剣類登録専門職	銃砲刀剣類登録審査委員	統計事務専門職	統計調査指導員	統計調査員	人権啓発指導員	被害青少年支援専門職	立入調査員	青少年育成推進指導員	青少年育成専門職	
年額 五、九二六、八〇〇円	年額 九六七、〇〇〇円	日額 二、一〇〇円	日額 四、六〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	日額 七、一九〇円	日額 七、一四〇円	月額 二二一、三〇〇円	月額 二三五、一〇〇円	年額 一一、〇〇〇円	年額 一一、〇〇〇円	月額 二二三、七〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 一〇、〇〇〇円

高山陣屋管理業務専門職	高山陣屋説明専門職	高山陣屋学芸業務専門職	博物館管理業務専門職	博物館学芸業務専門職	図書館教育普及業務専門職	図書館司書業務専門職	図書館管理業務専門職	現代陶芸美術館学芸業務専門職	現代陶芸美術館管理業務専門職	現代陶芸美術館館長	現代陶芸美術館顧問	美術館普及業務専門職	美術館学芸業務専門職	美術館管理業務専門職
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
一九三、三〇〇円	二〇六、〇〇〇円	二二三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	二二三、七〇〇円	二二三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	二二三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	五四四、九〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円	二二三、七〇〇円	二二三、七〇〇円	一九三、三〇〇円
衛生関係統計調査・医療従事者免許事務専門職	医療安全相談員	メディカルアドバイザー	環境検査業務専門職	衛生検査業務専門職	衛生環境技術指導員	保健所非常勤管理栄養士	保健所非常勤看護師	保健所非常勤保健師	保健所非常勤薬剤師	非常勤診療放射線技師	保健所非常勤医師	社会福祉法人指導監査専門職	社会福祉法人等特別指導監査官	高山陣屋警備業務専門職
月額	月額	日額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	日額	日額	月額	日額	日額
一九三、三〇〇円	二二三、七〇〇円	一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二四三、四〇〇円	二七一、〇〇〇円	二七八、一〇〇円	二六八、〇〇〇円	七、八〇〇円	一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一三、五〇〇円	一九三、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)

地域医療業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	月額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二三五、一〇〇円
国民健康保険業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
保健事業支援専門職	月額	二二二、三〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	月額	一三、七〇〇円
医学生修学資金管理専門職	月額	一九三、三〇〇円
医療勤務環境改善推進員	月額	二一三、七〇〇円
看護職員免許事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
障がい児者医療専門職	月額	二一三、七〇〇円
医療人材確保対策支援業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
へき地医療総合対策医	月額	一三、七〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	又は勤務一回につき	二七八、一〇〇円
衛生専門学校実習指導教員	月額	二七八、一〇〇円
看護専門学校非常勤講師	又は勤務一回につき	二七八、一〇〇円
看護専門学校実習指導教員	月額	二七八、一〇〇円
下呂看護専門学校施設管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター非常勤医師	勤務一時間につき	五、九〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき	三五、〇〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター非常勤保育士	（深夜の割増賃金を含む。）	二二八、七〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター非常勤診療放射線技師	（深夜の割増賃金を含む。）	二二八、七〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター非常勤看護師	又は勤務一時間につき	二五八、九〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター非常勤薬剤師	（深夜の割増賃金を含む。）	二二八、七〇〇円
希望が丘子ども医療福祉センター非常勤理学療法士	月額	二二八、七〇〇円

心のダイヤル相談員	精神保健福祉業務専門職	難病対策業務専門職	精神保健相談非常勤医師	精神保健指定医	肝炎対策業務専門職	がん登録業務専門職	希望が丘こども医療福祉センター非常勤相談員	希望が丘こども医療福祉センター非常勤相談支援専門員	希望が丘こども医療福祉センター非常勤精神保健福祉士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤臨床心理士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤臨床検査技師	希望が丘こども医療福祉センター非常勤作業療法士	希望が丘こども医療福祉センター非常勤言語聴覚士
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	二二三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一三、七〇〇円	勤務一回につき 一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	二二一、三〇〇円	二二三、七〇〇円	二二三、七〇〇円	二二一、三〇〇円	一〇、〇〇〇円	二四三、八〇〇円	二二八、七〇〇円	二二八、七〇〇円
地域福祉課非常勤医師	薬物乱用防止普及啓発業務専門職	動物愛護センター施設管理専門職	動物愛護管理専門職	食肉衛生検査業務専門職	保健衛生非常勤獣医師	環境衛生業務専門職	食品衛生監視専門職	精神保健福祉センター非常勤医師	受動喫煙対策業務専門職	健康増進業務専門職	自殺対策連携業務専門職	精神障害者保健福祉手帳交付事務専門職	ひきこもり支援業務専門職
月額	月額	月額	月額	月額	又は月額	月額	月額	勤務一時間につき	月額	月額	月額	月額	月額
一五〇、三〇〇円	二六八、〇〇〇円	一九三、三〇〇円	二五三、八〇〇円	二〇九、一〇〇円	一六、〇〇〇円 二九三、五〇〇円	二七五、六〇〇円	二七五、六〇〇円	五、九〇〇円	一九三、三〇〇円	二四三、四〇〇円	二一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	二一三、七〇〇円

障害福祉債権管理専門職	身体障害者医学判定非常勤医師	介護保険事業所等指導検査業務専門職	介護事業者等業務専門職	介護報酬専門職	高齢者住宅整備資金貸付金債権管理専門職	地域福祉業務専門職	戦没者遺族相談員	戦傷病者相談員	生活保護面接相談員	就労支援員	特別弔慰金事務専門職	生活保護法施行事務監査専門職	援護事務専門職	生活保護医療扶助非常勤医師	生活保護医療扶助精神科非常勤医師
月額	日額	月額	月額	月額	月額	月額	年額	年額	月額	月額	月額	月額	月額	日額	日額
	一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	二三五、一〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一三、七〇〇円	一三、七〇〇円
男女共同参画・女性の活躍支援センター相談専門職	男女共同参画・女性の活躍支援センター管理運営専門職	ワーク・ライフ・バランス推進業務専門職	子育て支援相談専門職	子育て支援企業発掘・指導専門職	発達障害者支援センター発達相談員	地域生活支援業務専門職	療育手帳判定業務専門職	補装具業務専門職	身体障害者手帳交付事務専門職	身体障害者更生相談所施設管理専門職	特別児童扶養手当専門職	特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	事業所指定業務専門職		
又は日額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	日額	月額	月額	
一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	二一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	二四三、八〇〇円	一九三、三〇〇円	二一三、七〇〇円	二一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一三、七〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	

結婚支援業務専門職	月額	七、八〇〇円
少子化対策業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一三、七〇〇円
不妊専門相談員	日額	九、三〇〇円
保育士・保育所支援センター就職支援・相談員	月額	二二三、七〇〇円
保育士・保育所支援センター発達相談員	月額	二二三、七〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額	一九三、三〇〇円
学習支援人材強化専門職	月額	二三五、一〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額	二二三、七〇〇円
要保護児童対応専門職	月額	二三五、一〇〇円
児童虐待対応専門職	月額	二二三、七〇〇円
児童虐待対応強化専門職	月額	二三五、一〇〇円
里親対策専門職	月額	二二三、七〇〇円
里親支援専門職	月額	二二三、七〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	二二三、七〇〇円
心理判定業務専門職	月額	二二三、七〇〇円
児童心理相談員	月額	二二二、三〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額	二二二、三〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額	二二三、七〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額	二二三、七〇〇円
夜間休日対応専門職	勤務一時間につき	一、六四〇円
女性相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
女性支援電話相談員	月額	一九三、三〇〇円
女性心理相談員	月額	二二三、七〇〇円
女性相談員	月額	二二二、三〇〇円
女性支援業務専門職	月額	二二三、七〇〇円
同伴児童指導員	月額	一九三、三〇〇円
一時保護児童個別対応業務専門職	月額	

産業人材育成コーディネーター	産業人材育成統括コーディネーター	地域雇用対策専門職	外国人起業活動促進事業等専門職	事業承継支援措置認定等業務専門職	資金融資業務専門職	産業労働業務専門職	組合指導業務専門職	ひとり親自立支援員	わかあゆ学園家庭支援専門相談員	わかあゆ学園調理業務専門職	わかあゆ学園施設業務専門職	わかあゆ学園非常勤栄養士	わかあゆ学園非常勤医師	
月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
七、八六〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	二一三、七〇〇円	一九九、一〇〇円	二一三、七〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	七五、八〇〇円	一三、七〇〇円	二一三、七〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	情報科学芸術大学院大学非常勤講師	企業立地専門職	県外流出防止業務専門職	国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	職業能力開発校講師	職業訓練指導専門職	職業訓練指導専門職	向上訓練推進専門職	職業能力開発校施設管理業務専門職	障害者職業訓練コーディネーター	障がい者雇用アドバイザー
月額	月額	月額	月額	勤務一回につき	月額	月額	勤務一回につき	勤務一回につき	月額	月額	月額	月額	日額	日額
一九三、三〇〇円	二一三、七〇〇円	二四三、八〇〇円	二七九、五〇〇円	三四、〇〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	一六、五〇〇円	四、一〇〇円	二三五、八〇〇円	一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	七、九一八円	一〇、五〇〇円	

情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額	二九三、〇〇〇円
技術支援専門職	月額	二七九、五〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
人材育成等業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
研究開発推進専門職	月額	三四七、二〇〇円
産業技術指導員	月額	二六九、一〇〇円
セラミックス技術指導員	月額	二六九、一〇〇円
観光情報アドバイザー	月額	一九三、三〇〇円
観光物産アドバイザー	月額	二二八、一〇〇円
旅券事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
岐阜県競馬管理専門職	月額	四七九、七〇〇円
圃場等管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
農業技術指導員	月額	一九〇、六〇〇円
畜産技術指導員	月額	一九〇、六〇〇円
畜産管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
酪農管理業務専門職	月額	
豚舎管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
水産技術専門職	月額	一九〇、六〇〇円
水産管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額	二四六、〇〇〇円 又は勤務一回につき 六、三〇〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
農業大学校施設管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円 （深夜の割増賃金を含 む。）
農業大学校生等就業支援専門職	月額	二四六、〇〇〇円
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
病虫害防除員	日額	二、〇〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	勤務一回につき	三二、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
造園緑化実習業務専門職	月額	二三五、一〇〇円

家畜保健衛生業務専門職	月額	二八八、四〇〇円
家畜伝染病対応業務専門職	勤務一時間につき 二、五七〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	
国有農地事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
農地転用業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
国有財産管理人	勤務一回につき 四、六〇〇円	
ぎふジビエ推進専門指導員	月額	一九三、三〇〇円
鳥獣被害対策専門指導員	月額	一九三、三〇〇円
土地改良事業許可業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
土地改良用地事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
土地改良技術業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
多面的機能支払交付金等事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
森林地理情報処理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
森林管理指導専門職	月額	一九三、三〇〇円
林業技術専門職	月額	一九三、三〇〇円
森林情報精度向上業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、一三二、二〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	勤務一回につき	三二、〇〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
森林文化アカデミー学校事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
森林文化アカデミー森林総合教育専門職	月額	一九三、三〇〇円
サポートセンター専門職	月額	一九三、三〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
公有林契約事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
水源地域保全業務専門職	月額	一九三、三〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
登記事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
建設業事務専門職	月額	一九三、三〇〇円
土木技術専門職	月額	一九三、三〇〇円

用地事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	年額 三〇、〇〇〇円	ただし、通行規制業務に従事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七八〇円を、日出から日没までの業務一回につき五二〇円を当該金額に加算した額	道路通行規制管理員	月額 二三五、一〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	特殊車両通行許可事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	道の駅管理業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	道路パトロール業務専門職	月額 二二二、三〇〇円 又は日額 一一、〇六〇円	排水機管理専門職	月額 一九三、三〇〇円	河川施設管理専門職	月額 一九三、三〇〇円	ダム施設管理専門職	月額 一九三、三〇〇円	員設置規則（昭和三十八	月額 一四、四〇〇円	ただし、岐阜県ひ門管理	月額 一九三、三〇〇円	
ひ門管理員	年岐阜県規則第百二十五号）第二条の水位調査に従事した場合は、日出前又は日没後の調査一回につき七八〇円を、日出から日没までの調査一回につき五二〇円を当該金額に加算した額	勤務一時間につき 二、三〇〇円	勤務一時間につき 一、二〇〇円	砂防監視業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	国土調査・土地取引調査事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	地価調査事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	構造計算専門員	日額 三一、五〇〇円	建築構造専門委員	日額 一〇、〇〇〇円	宅建業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	建築事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	県営住宅管理業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	公有地化推進専門職	月額 一九三、三〇〇円	都市公園管理業務事務専門職	月額 一九三、三〇〇円

公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円	市町村立定時制高等学校非常勤講師	勤務一回につき 四、五〇〇円	県立学校非常勤講師	勤務一回につき 五、九〇〇円	学校非常勤医師	月額 一一〇、六〇〇円	教職員健康管理医	年額 三〇〇、〇〇〇円	教職員産業医	年額 三〇〇、〇〇〇円	奨学金業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	教職員相談対応専門職	月額 一九三、三〇〇円	労働関係紛争あつせん員	日額 一〇、〇〇〇円	監査業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	監査専門委員	日額 三二、〇〇〇円	議会警備業務専門職	月額 一九三、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	会計審査事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	用度業務専門職	月額 一九三、三〇〇円		
いじめ問題電話相談業務専門職	月額 二、〇〇〇円	スクール相談員	勤務一時間につき 五、〇〇〇円	スクールソーシャルワーカー	勤務一時間につき 六、五〇〇円	スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円	スクールカウンセラー(スーパーバイザー)	勤務一時間につき 六、五〇〇円	外国語指導助手	月額 三三〇、〇〇〇円	障がい者支援専門職	月額 二二〇、九〇〇円	教育支援相談員	月額 二二三、七〇〇円	県立学校部活動指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	給食業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	県立学校介護専門職	月額 一九三、三〇〇円	県立学校実習補助専門職	月額 一九三、三〇〇円	県立学校事務専門職	月額 一九三、三〇〇円	県立学校業務専門職	月額 一九三、三〇〇円	市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円

医療のケア看護専門職	就労支援統括コーディネーター	就労支援地域コーディネーター	特別支援教育支援員	就学支援業務専門職	農場管理支援員	学校支援事務専門職	地域創生キャリアプランナー	通訳支援員	外国人児童生徒適応指導員	学校運営協議会委員	別室登校児童学習支援員	学校安全支援専門職	教育相談業務専門職		
に従事した場合は、一回	勤務一時間につき 一、四九〇円	月額 二三四、九〇〇円	月額 二三四、九〇〇円	勤務一時間につき 一、四八〇円	月額 一九三、三〇〇円	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	勤務一時間につき 二、八〇〇円	月額 二五六、七〇〇円	月額 二一三、七〇〇円	二一三、七〇〇円	
スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	総括スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー	警察署産業医	警察非常勤医師	警察精神保健相談非常勤医師	警察職員健康管理医	訪日外国人等対応業務専門職	遺失・拾得物等事務専門職	警察情報公開窓口専門職	警察安全相談員	総括警察安全相談員	学校薬剤師	学校歯科医	学校医	遠隔教育非常勤講師	
月額	月額 三五三、五〇〇円	月額 三五、一〇〇円	日額 一三、七〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 一六〇、一〇〇円	月額 二三六、四〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 二三六、四〇〇円	月額 二五六、七〇〇円	月額 三五三、五〇〇円	年額 一五三、六〇〇円	年額 四二〇、〇〇〇円	年額 四二〇、〇〇〇円	勤務一時間につき 二、八〇〇円	につき、四、二〇〇円を 当該金額に加算した額

交通安全教育専門職	外国人交通安全教育指導員	DNA型鑑定業務支援専門職	来日外国人犯罪情報分析事務専門職	被害回復・社会復帰アドバイザー	知能犯情報分析事務専門職	手口業務専門職	捜査情報分析事務専門職	地域警察現場指導専門職	交番相談員	少年相談アドバイザー	少年相談総括アドバイザー	MSリーダーズ支援アドバイザー	銃砲等行政指導専門職	地域安全巡回指導教育専門職	
月額 一九三、三〇〇円	月額 二一三、七〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二〇六、〇〇〇円	月額 二二六、四〇〇円
秘書・会計業務専門職	秘書業務専門職	会計事務専門職	契約事務専門職	食品安全相談員	警察術科指導専門職	警察学校教育参与	警備情報分析事務専門職	運転適性相談医療系専門職	認知機能検査専門職	総括認知機能検査専門職	運転免許更新事務専門職	初心運転者講習専門職	取消処分者講習専門職	交通聴聞専門職	放置違反金徴収専門職
月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 二七五、六〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二四六、〇〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 一九三、三〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 二二六、四〇〇円	月額 三五三、五〇〇円	月額 二二六、四〇〇円

	会計・人事労務業務専門職	育児休業推進職	宿日直業務専門職	翻訳・通訳専門職	国際交流員	調理業務専門職
一九三、三〇〇円	一九三、三〇〇円	月額 二九一、九〇〇円	月額 勤務一回につき、宿直にあつては一〇、三〇〇円（深夜の割増賃金を含む）、日直にあつては六、四〇〇円。ただし、勤務時間が五時間未満の日直の場合は、四、一五〇円	月額 二五九、九〇〇円	月額 三三〇、〇〇〇円	月額 一九九、一〇〇円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。
別表を次のように改める。
別表（第一条関係）

区	分 定 数
知事直轄組織	三五人
総務部	四四四人
清流の国推進部	一一九人
危機管理部	六二人
環境生活部（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館及び高山陣屋管理事務所を除く。）	二六三人
健康福祉部	八四九人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）	三四〇人
農政部（国際園芸アカデミーを除く。）	七二〇人
林政部（森林文化アカデミーを除く。）	二二二人
県土整備部	五九二人
都市建築部（企業会計職員を除く。）	一五六人
出納事務局	三一人

ことにより与えるに当たつては、あらかじめ、これらの規定により当該年次休暇を与えることを当該技能職員等に明らかにした上で、その時季について当該技能職員等の意見を聴かなければならない。

7 知事は、前項の規定により聴取した意見を尊重するよう努めなければならない。
附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際四月一日以外の日が改正後の第八条第一項に規定する基準日である技能職員等に係る年次休暇については、この規則の施行の日後の最初の同項に規定する基準日の前日までの間は、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十八号

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則（平成十七年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中「、文化財保護センター」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表管財課の項中「管理調整係」を「管理庁舎係」に、「財産管理係、庁舎係」を「財産活用係」に改め、同表県庁舎建設課の項中「管理調整係、推進係、調整係」を「管理・事業調整係、開設準備係」に改め、同表総務事務センターの項中「管理調整係、認定・旅費係」を「管理旅費係、認定係」に改め、同条第三項中「建築・設備係」を「修繕支援第一係及び修繕支援第二係」に改める。
第六条第一項の表地域振興課の項の次に次のように加える。

外国人活躍・共生社会推進 管理調整係、多文化共生係、外国人活躍推進係

第六条第一項の表地域スポーツ課の項中「地域スポーツ係」の下に「、冬季団体推進係」を加え、同表ねりんピック推進事務局の項中「総務企画係、式典事業・レクリエーション係」を「総務係、企画係、広報県民運動係、式典運営係、交流大会事業係」に改め、同条第二項の表清流の国づくり政策課の項第九号中「長期構想」を「清流の国づくり 創生総合戦略」に改め、同表地域振興課の項の次に次のように加える。

外国人活躍・共生社会推進 一 多文化共生の推進に関すること。
二 外国人材の活躍支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）

第六条第二項の表地域スポーツ課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項の次の三号を加える。

- 六 東京二〇二〇聖火リレーに関すること。
 - 七 冬季団体（スケート競技）の開催に関すること。
 - 八 自然公園（御嶽山県立自然公園遊歩道）の管理に関すること。
- 第六条第三項の表地域スポーツ課の部アジアジュニア陸上競技大会推進室の項を削り、同部日本スポーツマスターズ大会推進室の項中「大会推進係」の下に「、交流促進係」

を加え、同条第四項の表アジアジュニア陸上競技大会推進室の項を削り、同表日本スポーツマスターズ大会推進室の項中「第二項の表地域スポーツ課の項第六号」を「第二項の表地域スポーツ課の項第五号」に改める。

第六条の第二項の表危機管理政策課の項中「防災情報管理係、岐阜地域防災係」を削り、同表防災課の項中「防災企画係」を削り、「災害対策係」の下に、「防災情報管理係」を、「防災航空係」の下に、「岐阜地域防災係」を加え、同条第二項の表危機管理政策課の項第一号及び第二号中「危機管理に係る」を「危機管理部における」に改め、同項第三号中「危機管理」の下に「及び防災」を加え、同項中第七号から第十三号までを削り、第六号を第十一号とし、同項第五号中「危機管理事案に限る」を「自然災害を除く」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号の次に次の五号を加える。

- 五 地域防災計画の策定及び実施に関すること。
- 六 原子力防災施策の企画調整及び推進に関すること。
- 七 県民の原子力防災意識の向上に関すること。
- 八 山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に関すること。
- 九 火山の災害対策に関すること。

第六条の第二項の表防災課の項中第一号から第五号までを削り、同項第六号中「こと」の下に「(原子力防災を除く)」を加え、同号を同項第一号とし、同項中第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、第九号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 五 防災情報通信システムの運用管理に関すること。
- 第六条の第二項の表防災課の項第十号中「危機管理事案を除く」を「自然災害に限る」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 九 岐阜地域における危機管理及び消防防災(災害救助を含む。)の実施に関すること。

第六条の二第三項の表危機管理政策課の項中

原子力防災室

原子力防災係

を

原子力防災室

原子力防災係

山岳遭難・火山対策室

山岳遭難・火山対策係

に改め、同表防災課の項を削

り、同条第四項の表原子力防災室の項中「第二項の表危機管理政策課の項第九号から第十三号まで」を「第二項の表危機管理政策課の項第六号及び第七号」に改め、同表山岳遭難・火山対策室の項中「第二項の表防災課の項第二号及び第三号」を「第二項の表危機管理政策課の項第八号及び第九号」に改める。

第七条第一項の表廃棄物対策課の項中「企画調査係」を「総合対策係」に改め、同表県民生活課の項中「県民生活企画係」を「消費生活安全係」に改め、同条第二項の表文化伝承課の項第一号中「(教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第五号から第十一号までにおいて同じ。)」を削り、同項第五号中「こと」の下に「(教育委員会の所管に属するものを除く。次号から第十号までにおいて同じ。)」を加える。

第八条第一項の表国民健康保険課の項中「管理調整係、国保運営係」を「管理・国保運営係」に改め、同表地域福祉課の項中「地域福祉・人材係」を「地域福祉係、福祉人材係」に改め、同表女性の活躍推進課の項中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改め、同表子ども家庭課の項中「基盤整備係」を削り、同条第二項の表国民健康保険課の項第三号中「(保険者等)」に改め、同表女性の活躍推進課の項及び同条第四項中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改め、同条第五項の表保健医療課の項中「がん対策係」の下に、「受動喫煙対策係」を加える。

第九条第一項の表商工政策課の項中「団体支援係」の下に、「外国人雇用対策係」を加え、同表商業・金融課の項中「管理調整係、高度化係」を「管理・高度化係」に改め、同表国際交流課の項中「多文化共生係」を削り、同条第二項の表商工政策課の項第十三号を次のように改める。

- 十三 外国人の雇用対策に関すること(商工労働部の分掌する事務に係るものに限る。次号において同じ。)

第九条第二項の表商工政策課の項第十四号中「(商工労働部の分掌する事務に係るものに限る。)」を削り、同表商業・金融課の項第十号中「及び地域ベンチャーキャピタル」を削り、同表産業技術課の項第九号中「産業技術センター」の下に、「食品科学研究所」を加え、同表観光企画課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

- 八 観光コンテンツを活用したプロモーションに関すること。

第九条第二項の表国際交流課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五項

の表に次のように加える。

観光企画課	観光コンテンツ活用推進室	活用推進係
-------	--------------	-------

第九条第六項の表亜炭鉱廃坑対策室の項中「第二項の表商工政策課の項第六号」を「第二項の表商工政策課の項第五号」に改め、同表に次のように加える。

観光コンテンツ活用推進室	第二項の表観光企画課の項第八号に掲げる事務
--------------	-----------------------

第十条第一項の表畜産課の項中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、「衛生防疫係」を削り、同項の次に次のように加える。

家畜防疫対策課	管理調整係、防疫企画係、防疫指導係
---------	-------------------

第十条第二項の表農政課の項第四号中「及び第九号」を「第八号及び第十号」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 スマート農業の推進に関すること。

第十条第二項の表畜産課の項中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、同項の次に次のように加える。

家畜防疫対策課	一 家畜の衛生に関すること。 二 家畜保健衛生所に関すること。
---------	------------------------------------

第十条第三項の表農政課の項中	笠松競馬支援室	支援係
----------------	---------	-----

笠松競馬支援室	支援係
スマート農業推進室	スマート農業推進係

中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同表農村振興課の項中「鳥獣害対策係」を「鳥獣害対策第一係、鳥獣害対策第二係」に改め、同条第四項の表笠松競馬支援室の項の次に次のように加える。

スマート農業推進室	第二項の表農政課の項第八号に掲げる事務
-----------	---------------------

第十条第四項の表飛騨牛銘柄推進室の項中「第二項の表畜産課の項第三号から第五号まで」を「第二項の表畜産振興課の項第二号から第四号まで」に改める。

第十二条建設産業の担い手の育成及び確保に関すること。

第十四条第三項の表出納管理課の項中「審査係」を「審査第一係、審査第二係」に改める。

第十八条第一項中「環境生活部」を削り、「四人」を「三人」に改め、同条第二項中「環境生活部」を削り、「危機管理部」の下に「及び農政部」を加え、「農政部」に置かれる次長のうち二人は上司の命を受け、部内の特に命ぜられた事務を削る。

第二十条第一項の表一の項中「ねりんピック推進事務局」にあつては、事務局次長。管理調整監にあつては、を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 ねりんピック推進事務局長を補佐させるため、ねりんピック推進事務局にねりんピック推進事務局次長二人を置く。

2 ねりんピック推進事務局次長のうち一人は上司の命を受け、課長を補佐し、事務局の予算、人事その他の内部管理事務を、他の一人は上司の命を受け、式典・運営調整その他特に命ぜられた事務を、それぞれ掌理する。

第二十四条中「部等の欄」を「部の欄」に、「部又は本庁部内局」を「部」に改め、同条の表中「部等」を「部」に改め、同表都市公園整備局の部を削る。

に改め、同表畜産課の項

第二十六条第一項の表職員厚生課の部の次に次のように加える。

管財課	財産活用企画監	一人	上司の命を受け、県有財産の利活用に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-----	---------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表県庁舎建設課の部県庁舎建設管理監の項の前に次のように加える。

県庁舎開設調整監	一人	上司の命を受け、県庁舎の開設準備に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----	---

第二十六条第一項の表総務事務センターの部の次に次のように加える。

外国人活躍・共生社会推進課	多文化共生推進監	一人	上司の命を受け、多文化共生の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------------	----------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表地域スポーツ課の部に次のように加える。

冬季国体推進監	一人	上司の命を受け、冬季国体（スケート競技）の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条第一項の表競技スポーツ課の部競技力向上対策監の項を削り、同部に次のように加える。

競技力向上対策監	一人	上司の命を受け、競技力の向上に関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----	----------------------------------

第二十六条第一項の表ねりんピック推進事務局の部に次のように加える。

学校連携企画監	一人	上司の命を受け、全国健康福祉祭の学校連携に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--

第二十六条第一項の表危機管理政策課の部防災情報管理監の項、岐阜地域防災対策監の項及び地域防災対策監の項を削り、同表防災課の部防災対策監の項の次に次のように加える。

防災情報管理監	一人	上司の命を受け、防災情報通信システムの運用管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条第一項の表防災課の部航空管理監の項の次に次のように加える。

岐阜地域防災対策監	一人	上司の命を受け、岐阜地域における災害その他危機管理事案に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-----------	----	---

地域防災対策監

地域防災対策監	四人	上司の命を受け、地域における災害その他危機管理事案に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条第一項の表消防課の部防災対策監の項の前に次のように加える。

救急支援監	一人	上司の命を受け、救急に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	------------------------------

第二十六条第一項の表文化創造課の部芸術文化企画監の項中「岐阜県美術展の改革」

を「芸術文化の企画及び推進」に改め、同表女性の活躍推進課の部中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改め、同部女性の活躍支援センター長の項中「女性の活躍支援センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター長」に改め、「女性の活躍支援センター及び男女共同参画プラザ」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター」に改め、同部女性の活躍支援センター副センター長の項中「女性の活躍支援センター副センター長」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長」に改め、「女性の活躍支援センター及び男女共同参画プラザ」を「男女共同参画・女性の活躍支援センター」に改め、同表地域産業課の部の次に次のように加える。

関ヶ原古戦場整備推進課	施設整備企画監	一人	上司の命を受け、岐阜関ヶ原古戦場記念館等の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	---------	----	---

第二十六条第一項の表国際交流課の部を削り、同表畜産課の部中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、同部家畜防疫対策監の項を削り、同部の次に次のように加える。

家畜防疫対策課	家畜防疫企画監	一人	上司の命を受け、家畜防疫体制の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	---------	----	-------------------------------------

第二十六条第一項の表公共建築課の部設備管理監の項の前に次のように加える。

入札執行管理監	一人	上司の命を受け、入札、契約、支払等の事務に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--

第二十六条第二項中「改革推進監」の下に「財産活用企画監、県庁舎開設調整監」を、「認定審査監」の下に「多文化共生推進監」を加え、「地域防災支援監」を「救急支援監」に改め、「児童虐待対策監」を削り、「人材確保対策監」の下に「施設整備企画監、インバウンド推進監、家畜防疫企画監」を加え、「宅地建物取引業対策監」の下に「入札執行管理監」を加える。

第二十八条の二第一項中「十五人以内」を「二十人以内」に改める。
第二十九条第一項の表一の項中「二百五十人以内」を「三百人以内」に改める。
第三十条の表管財課の部岐阜県指定管理者審査委員会の項中「岐阜県指定管理者審査委員会」を「岐阜県指定管理者制度等運用委員会」に改め、同部岐阜県施設等有効活用事業審査委員会の項を削り、同表危機管理政策課の部に次のように加える。

岐阜県防災会議	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
---------	---

第三十条の表防災課の部を削り、同表女性の活躍推進課の部中「女性の活躍推進課」を「男女共同参画・女性の活躍推進課」に改める。

第三十一条の表二の部中「岐阜県中濃県事務所及び岐阜県恵那県事務所」を「及び岐阜県中濃県事務所」に改め、同表中五の部を六の部とし、四の部の次に次のように加える。

五 岐阜県恵那県事務所	振興防災課	管理調整係、振興防災係、観光係、産業労働係
	出納課	会計指導係
	環境課	環境保全係
	福祉課	福祉係

第三十三条の表一の項中第三十四号を第三十五号とし、第二十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

21 文化財の保護に関すること。

第三十三条の表二の項第一号中「前項第二十四号から第三十三号まで」を「一の項第二十五号から第三十四号まで」に改める。

第三十八条の表四の部中「岐阜県可茂保健所」の下に「及び岐阜県恵那保健所」を加え、同表六の部を削る。

第四十条の表二の項第二十号中「恵那保健所及び」を削り、同項第二十四号を削り、同表三の項中第十三号から第十五号までを削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

10 受動喫煙対策に関すること。

第四十条の二中「地域福祉係」を「地域福祉第一係、地域福祉第二係」に改める。

第四十五条第一項の表六の項第一号中「五の項第十七号から第二十一号までに掲げる事務」を「保安林の管理その他の森林の保全に関すること。」に改め、同号の次に次の四号を加える。

2 林地開発の規制に関すること。

3 土の採取の規制に関すること（郡上農林事務所を除く。）。

4 治山事業の計画、調査設計、施行及び治山事業施行地の維持管理に関すること。

5 水源林の保全に関すること。

第四十七条の表一の部保健衛生課の項中「防疫係、企画・連携係」を「連携・支援係、防疫係」に改め、「病性鑑定第二係」の下に「病性鑑定第三係」を加える。

第五十条の表六の部河川砂防課の項中「河川砂防係」を「河川係、砂防係」に改め、同表八の部濃飛横断自動車道建設課の項中「濃飛横断自動車道建設係」を「濃飛横断自動車道建設第一係、濃飛横断自動車道建設第二係」に改める。

第五十四条第二項の表中十一の項を十二の項とし、四の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 岐阜県食品科学研究所 岐阜市

第五十五条第一項の表三の項第一号中「紙及び食品」を「及び紙」に改め、同表中十一の項を十二の項とし、四の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 食品科学研究所

- 1 食料品に関する試験研究及び調査に関すること（他の工業関係試験研究機関の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。）。
- 2 食料品に関する原料、材料及び製品の試験及び分析に関すること。

3 食料品に関する技術指導並びに情報の収集及び提供に関すること。

4 食料品に関する技術者研修その他の人材の育成に関すること。

5 前各号に掲げるもののほか、食料品に関する技術の向上に関すること。

第五十六条第二項中「産業技術センター」の下に「食品科学研究所」を加え、同条第三項の表中十一の項を十二の項とし、四の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「食品部」を削り、同項の次に次のように加える。

四 食品科学研究所

産学連携部、試験研究部

第五十六条第四項中「理化学第二係及び微生物係」を「及び理化学第二係」に改める。

第五十九条中「管理調整係及び研修係」を「管理研修係」に改める。

第一百三十一条第二項の表に次のように加える。

森林総合教育課

研修係

第一百三十二条の表森林技術開発・支援センターの項に次の一号を加える。

5 短期技術研修部門に関すること。

第一百三十二条の表に次のように加える。

森林総合教育課

- 1 森林教育の情報発信・交流に関すること。
- 2 森林教育のプログラム開発・実践に関すること。
- 3 森林教育の指導者・民間団体の育成に関すること。
- 4 生涯学習部門に関すること。

第一百三十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(設置)」を付し、同条第一項中「岐阜市」を「大垣市」に改め、同条第二項を削る。

第三百三十四条を次のように改める。
 第三百三十四条 東海環状自動車道事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
用地課	用地係

第三百三十五条を次のように改める。
 (課の事務分掌)
 第三百三十五条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。
二 用地課	1 東海環状自動車道の建設に係る用地の取得及び補償に関すること。 2 東海環状自動車道の建設に係る建設発生土の処理場の確保、用地の管理及び調整に関すること。

第四百四十六条の表二の項中「工務課」を「用地課」に改める。
 第六百六十条の表中十五の項を十七の項とし、八の項から十四の項までを二項ずつ繰り下げ、同表七の項中「美術館及び現代陶芸美術館」を「図書館及び博物館」に、「二人」を「一人」に改め、同項を同表九の項とし、同表六の項中「図書館及び博物館」を「美術館及び現代陶芸美術館」に、「二人」を「一人」に改め、同項を同表八の項とし、同表中五の項を七の項とし、四の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 工業技術研究所	副所長
-----------	-----

第六百六十条の表三の項の次に次のよう加える。

四 中央家畜保健衛生所	副所長
-------------	-----

第七十一条の表十五の部看護指導監の項を削り、同表十七の部中「八人以内」を「九人以内」に改める。
 第七十二条第一項の表四の項中「二十人以内」を「二十五人以内」に改める。
 第七十四条の表三の項中「四十五人以内」を「五十五人以内」に改め、同表五の項中「三十人以内」を「四十人以内」に改める。
 第七十五条二の表十六の項中「道路補修」の下に「及び災害等緊急時における土木関係業務」を加える。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特定事業主等を定める規則(平成二十八年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中、「文化財保護センター」を削る。
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社